

明石市告示第109号

2018年(平成30年)4月1日

明石市長 泉 房穂



明石市屋外広告物条例及び明石市屋外広告物条例施行規則に基づき  
市長が指定する区域等について

明石市屋外広告物条例(以下「条例」という。)第10条から第12条までの規定並びに屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1及び別表第2の規定により、市長が指定する区域等は、下記のとおりとする。

記

1 条例第10条第1項第8号の規定により市長が指定する区域(禁止地域等から除外する区域)

区分	区域
国立公園	瀬戸内海国立公園のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域

2 条例第10条第1項第15号並びに規則別表第2第1種禁止地域等の項9及び第3種禁止地域等の項1の規定により市長が指定する区域(道路、鉄道等の区域)

(1)道路

道路名	禁止区域等			
	区分	区間		区域
		始点	終点	
第二神明道路・加古川バイパス	第3種禁止地域等	神戸市境	加古川市境	路端から200メートル以内の区域

(2) 鉄道

鉄道名	禁止区域等			
	区分	区間		区域
		始点	終点	
西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線	第1種禁止地域等	神戸市境	播磨町境	路端から1,000メートル以内の区域 (用途地域の区域を除く。)
西日本旅客鉄道株式会社山陽本線	第3種禁止地域等	神戸市境	播磨町境	路端から100メートル以内の区域 (用途地域の区域を除く。)

3 条例第11条第1項第6号の規定により市長が指定する区域（電柱、街灯その他これらに類するものを禁止物件とする区域）

規則別表第2第1種禁止地域等の項1から8までに掲げる地域（ただし、項2については、条例第10条第1項第4号から第6号に掲げる地域を除く。）

4 条例第12条第2項第8号の規定により市長が指定する区域（禁止地域等のうち、営利を目的としない広告物等を表示し、又は設置することができる区域）

条例第10条第1項第1号、第4号から第6号まで、第8号、第9号及び第14号から第20号までに掲げる地域又は場所

5 条例第12条第3項第3号の規定により市長が指定する区域（禁止地域等のうち、公衆の利便に供する案内誘導のための広告物等を表示し、又は設置することができる区域）

条例第10条第1項第1号、第4号から第6号まで、第8号、第9号及び第14号から第20号までに掲げる地域又は場所

6 規則別表第1 個別基準5(4)アの市長が指定する区域(特定区域)

名称	区間		区域
	始点	終点	
一般国道250号 (明姫幹線)	明石市小久保2丁目地内(一般国道2号との交差点)	播磨町境	路端から100メートル以内の区域
西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線	神戸市境	播磨町境	用途地域で路端から200メートル以内の区域
西日本旅客鉄道株式会社山陽本線	神戸市境	播磨町境	用途地域で路端から100メートル以内の区域
山陽電気鉄道株式会社本線	神戸市境	播磨町境	路端から100メートル以内の区域